

揮発性有機化合物(VOC)排出施設の種類と排出基準

施設の種類	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの	600ppmC	
塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700 ppmC 新設 400 ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000 ppmC
		その他のもの	600 ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの	1,400 ppmC	
接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの	1,400 ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの	400 ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの	700 ppmC	
工業製品の洗浄施設(VOCを蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの	400 ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	1,000キロリットル以上のもの	60,000 ppmC (既設の貯蔵タンクは、容量が2,000キロリットル以上のものについて排出基準を適用する。)	
<p>注)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。</p> <p>注)「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。</p> <p>注)「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。</p> <p>注)「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。</p>			